

事業名	夜間定時制給食費	財務コード (事業)	162203
-----	----------	---------------	--------

細事業名	定時制高校夜食事業費
------	------------

担当部課室	教育委員会 部 スポーツ健康 課 保健給食 担当 (内線)	8425
-------	-------------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 S33 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	県(直営)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>誰(何)を対象に 夜間定時制高等学校本科に在学する 有職生徒のうち夜間補助を希望する 者</td> <td>その対象をどのような状態にして 学習環境が整っている。</td> <td>結果、何に結びつけるのか 勤労青少年の高等学校夜間定時制課 程への修学促進、教育の機会均等の保 障</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に 夜間定時制高等学校本科に在学する 有職生徒のうち夜間補助を希望する 者	その対象をどのような状態にして 学習環境が整っている。	結果、何に結びつけるのか 勤労青少年の高等学校夜間定時制課 程への修学促進、教育の機会均等の保 障
誰(何)を対象に 夜間定時制高等学校本科に在学する 有職生徒のうち夜間補助を希望する 者	その対象をどのような状態にして 学習環境が整っている。	結果、何に結びつけるのか 勤労青少年の高等学校夜間定時制課 程への修学促進、教育の機会均等の保 障		
事業の内容 主に 24年度	<p>対象校及び対象者 対象校:夜間定時制給食実施校 7校 (完全給食:甲府工業、巨摩、都留、谷村工業、ひばりが丘(委託方式)、中央(委託方式)、補食給食:山梨高校)</p> <p>対象生徒:有職生徒(補助を希望する者)で、定職に就いている者又は一年間に90日以上パート、アルバイトに就いている者</p> <p>対象経費・補助限度額 給食実施に必要な物資の購入に要する経費(賄い材料費として、各学校へ令達) 一人一食あたり66円を限度 平成24年度実績:対象生徒94名 延べ12,952名へ補助</p>			
根拠法令等	夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律、山梨県夜間定時制高等学校夜食費補助事業実施要領			

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	23年度		24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	目標値	
活動指標 給食実施日数(平均) ・補助対象生徒数 / 在学生徒数 ・補助対象食数 / 喫食数	186日	185日	185日	185日	185日	181日	活動指標 目標設定の考え方 補助対象者が限定されるため、対象 校で補助生徒に補助が確実に実施 されているかを目標とする。 データの出典等 事業実施計画書、実績報告書
	115人/305人 20,135食 /56,923食	94人/284人 16,065食 /47,160食	94人/284人 16,065食 /47,160食	74人/239人 13,738食 /44,355食	70人/236人 13,368食 /43,800食		
活動指標達成率 (実績値 / 目標値)	100.0 %						
成果指標 生徒1人あたり補助 額の実績額	63.25円	66円	65.84円	66円	66円	66円	成果指標 目標設定の考え方 補助を受ける生徒の公平性の観点 から、生徒1人あたり単価が上限額と なることを目標とする。 データの出典等 事業実施計画書、実績報告書
	成果指標達成率 (実績値 / 目標値)	99.8 %					
決算額、予算額 (千円) うち一財額	1,176		1,044		1,281	1,098	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	30 時間		33 時間		33 時間	33 時間	労働後の生徒に、安価でバランスの採れ た給食を提供することで、夜間授業時 における生徒の空腹と疲労を軽減し、健康 増進、学習、勤労意欲の向上とともに、夜 食費補助を実施することで、勤労青年 の教育の機会均等につながっている。
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間		0 時間	0 時間	
所要時間計	30 時間		33 時間		33 時間	33 時間	
人件費1人単位:千円 (@2,050円 × 所要時間)	62		68		68	68	

これまでの事業の見直し・改善状況

有職生徒への県費補助単価の見直し ・平成18年度 76円11銭 76円 ・平成19年度 関東近県の単価を参考にし 76円 66円 食数減による調理員勤務時間の見直し ・平成19年度 ~ 巨摩高等学校調理員6時間 5時間
---

**活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)**

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること
b	b	法律では、「夜間課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならない」と定められており、本県では全ての夜間定時制高校で実施している。 また労働後の生徒に、安価でバランスの採れた給食を提供することで、夜間授業時における生徒の空腹と疲労を軽減し、健康増進、学習・勤労意欲の向上とともに、夜食費補助を実施することで、勤労青少年の教育の機会均等にもつながっており、意図した成果はほぼ上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

**見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)**

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	平成24年度実績において、生徒補助額が66円に満たない学校があったため、山梨県夜間定時制高等学校夜食費補助事業実施要領を一部見直し、各校の給食事務担当者に理解しやすい様式とする。 また、中間報告の時期を10日程度前倒し、確認指導及び是正時間の確保を行うこととする。	I

・「以外の判断項目」の欄  
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

**二次評価(担当部局再評価結果)** 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

**見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)**

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	補助事業実施要領の様式等をわかりやすく見直すとともに、事務処理の是正が行えるよう中間報告書の提出日に余裕を持たせる等工夫する。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。